

## 補助金活用で経営革新

### 第9回 助成金の活用

#### 1. 助成金の特徴

##### ① 助成金は厚生労働省

補助金は主として経済産業省(中小企業庁)が公募を行い、その財源は税金です。助成金は主に厚生労働省が公募している雇用に関する支援金です。

雇用系の公的助成金は、企業の経営を助け、雇用の維持や促進を目的に、ハローワーク等が窓口になって公募を行っています。その財源は雇用保険料です。

補助金と助成金の特徴の違いは下表の通りです。補助金の方がコンペのため概ねハードルが高くなっています。

助成金は雇用維持、新規雇用、人材育成といった課題への助成が一般的ですが、労働環境を整えること(就業規則の変更や、介護・育児休暇制度の導入等)への助成もあります。

助成金は、給付条件を満たしていれば給付されますので、制度をよく理解して準備すれば給付は確実です。給付条件を満たすためには、準備が大変ですので、早めの取組みが必要です。

補助金と助成金の違いは下表の通りです。

	補助金	助成金
所轄	経済産業省・中小企業庁など	厚生労働省など
応募方法	公募型	申請型
応募・申請時期	募集の時期は補助金によって異なっているがコロナ禍以降予算の増加により、通年で数回に分けて募集がある	年間を通じて、募集。
申請	<ul style="list-style-type: none"><li>採択件数や金額が予め決まっているものが多く、申請したからといって必ず受給できるわけではない。</li><li>応募要項に従って申請する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>助成金を受給するためには、労働保険(労災保険、雇用保険)に加入する必要がある。</li><li>社会保険の加入 強制加入会社の場合は必要、任意加入会社の場合は不要</li><li>採用はハローワーク等が公開募集</li><li>規定・所定用紙に従って申請する。</li></ul>
給付割合	認められる経費のうち、使った額の1/3～2/3が補助される。	規定に従って受給要件を満たしていれば給付される。

採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの場合は、採択件数に対し、応募件数が上回る。</li> <li>・提出書類でその妥当性や必要性をアピールできないと、良い提案をしても採択には至らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件に沿った手続き。</li> <li>・事前の準備・実行が前提となる。</li> </ul>
----	--	---

## ②助成金の種類

助成金の種類は70種類近くあり、補助金と同様に多岐にわたっています。時代を反映したものも多く、各企業にとって今課題になっている雇用問題などの解決のために助成金を選択することができます。毎年雇用環境の変化に応じて制度の改定、新制度の追加が行われます。

助成金はなじみのない方も多いと思われるので、全制度を提示しておきます、以下紙面の都合上、解説は一部にとどめ、表題のみ提示します。次回、特定の制度をピックアップして解説し、理解を深めていただきます。詳細は厚生労働省「令和4年度 雇用・労働分野の助成金のご案内（簡略版）」ご覧下さい

### 雇用関係助成金一覧

A. 雇用維持関係の助成金	
1 雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成
2 産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、雇用の維持を図るため、出向によって、その雇用する労働者を送り出す事業主、または、当該労働者を受け入れる事業主に対して助成
B. 再就職支援関係の助成金	
3 労働移動支援助成金	
3 - I 再就職支援コース	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主（再就職が実現した場合に限る）に対して助成
3 - II 早期雇入れ支援コース	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成
C. 転職・再就職拡大支援関係の助成金	
4 中途採用等支援助成金	

4 - I 中途採用 拡大コース	中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用者の採用を拡大 (①●途採用率の拡大、②45歳以上の方を初めて採用又は③中途採用に係 る情報公開を行い、中途採用者数の拡大)させた事業主に対して助成
4 - II U I J タ ーンコース	東京圏からの移住者雇い入れた事業主に対してその採用活動に要した経 費の一部を助成
D. 雇入れ関係の助成金	
5 特定求職者雇用開発助成金	
5 - I 特定就職 困難者コース	高齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難な者を、 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用 する労働者として雇い入れた事業主に対して助成
5 - II 生涯現役コ ース	65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹 介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対 して助成
5 - III 被災者雇用開発コース	
5 - IV 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	
5 - V 就職氷河 期世代安定雇用実現 コース	いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキ ャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者(※)を正規雇用 労働者(短時間労働者を除く)として雇い入れた事業主に対して助成
6 トライアル雇用助成金	
6 - I 一般トライアルコース	
6 - II 障害者トライアルコース	
6 - III 障害者短時間トライアルコース	
6 - IV 新型コロナ ウイルス感染症対応 トライアルコース	紹介日において就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を、ハロ ーワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1週間の所定労働時 間が30時間以上で一定期間試行雇用する事業主に対して助成
6 - V 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース	
7 地域雇用開発助成金	
7 - I 地域雇用開発コース	
7 - II 沖縄若年者雇用促進コース	
E. 雇用環境の整備関係等の助成金	
8. 障害者作業施設設置等助成金	

9. 障害者福祉施設設置等助成金	
10. 障害者介助等助成金	
11. 職場適応援助者助成金一	
12. 重度障害者等通勤対策助成金	
13. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	
14. 人材確保等支援助成金	
14 - I 雇用管理制度助成コース	
14 - II 介護福祉機器助成コース	
14 - III 中小企業団体助成コース	
14 - IV 人事評価改善等助成コース	
14 - V 建設キャリアアップシステム等普及促進コース	
14 - VI 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	
14 - VII 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）	
14 - VIII 外国人労働者就労環境整備助成コース	
14 - IX テレワークコース	
15. 通年雇用助成金	
16. 65歳超雇用推進助成金	
16 - I 65歳超継続雇用促進コース	
16 - II 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース	
16 - III 高年齢者無期雇用転換コース	
17. 高年齢労働者処遇改善促進助成金	
18. キャリアアップ助成金	
18 - I 正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した事業主に対して助成
18 - II 障害者正社員化コース	
18 - III 賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の賃金規定等を増額改定し、昇給させた事業主に対して助成
18 - IV 賃金規定等共通化コース	
18 - V 賞与・退職金制度導入コース	

18 -VI 選択的適用拡大導入時処遇改善コース	
18 -VII 短時間労働者労働時間延長コース	
F. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金	
19. 両立支援等助成金	
19 -I 出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成。 男性労働者の育児休業取得率が、上記第1種の助成を受けてから3年以内に30%以上上昇した事業主に対して助成。
19 -II 介護離職防止支援コース	
19 -III 育児休業等支援コース	
19 -IV 事業所内保育施設コース	
19 -V 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	
19 -VI 不妊治療両立支援コース	
G. 人材開発関係の助成金	
20. 人材開発支援助成金	
20 -I 特定訓練コース	
20 -II 一般訓練コース	職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練を行った事業主等に対して助成
20 -III 教育訓練休暇等付与コース	
20 -IV 特別育成訓練コース	
20 -V 建設労働者認定訓練コース	
20 -VII 障害者職業能力開発コース	
21 職場適応訓練費	

次回につづく。